

令和7年1月14日

各位

東京都防水工事業協会

令和7年度前期防水施工技能検定試験受検希望者調査の件
(改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)

“改質アスファルトシート常温粘着工法”の技能検定実技試験は、当協会が実施いたします。

つきましては、受検資格表を熟読の上、貴社所属の受検希望者を確認し、取り纏めてから、来る2月20日(木)までに、QRコードからご回答くださるようお願い申し上げます。

なお、正式の受検申請手続きのご案内は、受検希望者が所属する貴社宛に改めて(3月上旬頃)ご送付いたします。

*人数制限を行う可能性がありますので、出来る限り正確な情報提供をお願いいたします。

記

1. 実施日程

- (1) 実技試験の実施 令和7年7月の予定です。
- (2) 学科試験の実施 令和7年8月の予定です。

*日程及び会場は決定次第、ご通知いたします。

2. 受検資格

別紙の通り

3. 補足事項

(1) 学科試験

既に技能検定(防水施工)に合格されている方は、学科試験は免除となります。
学科合格者は、該当作業のみ学科試験免除となります。
申請時に間違いのないように注意して下さい。

(2) 実技試験

試験会場の設営準備の都合等の関係上、受検希望者本人の意思をしっかりと確認して、正確な人数をご記入下さい。

(3) 受検写真の準備

正式な申請書に添付する写真は2枚(実技免除、学科のみの方は1枚)必要ですので、お早目に準備して置いて下さい。(写真の大きさは、たて5cm×よこ4cm)

(5) ご不明の点がありましたら、協会事務局(TEL: 03-5833-2780)までお問合せ下さい。

以上

お申し込みはこちらから



都防協 HP にも掲載しています。

[東京都防水工事業協会 \(toboukyo.com\)](http://toboukyo.com)

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧

(単位 年)

受 検 対 象 者 (※1)	特 級	1 級		2 級		3 級 (※7)	基礎 1級 (※7)	基礎 2級 (※7)	単一 等級
	1 級 合格 後	2 級 合格 後	3 級 合格 後	3 級 合格 後	3 級 合格 後				
実務経験のみ		7			2	0 ※8	0 ※8	0 ※8	3
専門高校卒業 ※2 専修学校 (大学入学資格付与課程に限る。) 卒業		6			0	0	0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 ※2 専修学校 (大学編入資格付与課程に限る。) 卒業		5			0	0	0	0	0
大学卒業 ※2 専修学校 (大学院入学資格付与課程に限る。) 卒業		4			0	0	0	0	0
専修学校 ※3 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上	6	2	4	0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	1
	1600h以上	5			0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	1
	3200h以上	4			0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※4	700h以上	5			0	0 ※6	0 ※6	0 ※6	1
普通課程の普通職業訓練修了 ※4	2800h未満	5			0	0	0	0	1
	2800h以上	4			0	0	0	0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※4		3	1	2	0	0	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了			1		0	0	0	0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了			1 ※5		0 ※5	0	0	0	0
職業訓練指導員免許取得			1		—	—	—	—	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了			0		0	0	0	0	0

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7：3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。